下関市監査委員公表第10号平成29年4月4日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条 第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

下関市監査委員 河 原 明 彦

同 川原徳也

同 木本暢一

同山下隆夫

- 報告内容
 別紙のとおり
- 2 報告提出先下関市議会、下関市長及び下関市教育委員会
- 3 報告提出年月日平成29年3月31日

定期監査の結果に関する報告書

1 監査の対象

建設部

建築住宅課

教育委員会

生涯学習課

文化財保護課 (考古博物館を含む)

歴史博物館(東行記念館・日清講和記念館を含む)

33公民館(市内全33公民館及び川中公民館分館)

2 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年12月31日までにおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するととも に、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成29年2月1日から平成29年3月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適 正に処理されていた。

6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

建築住宅課について

① 住宅使用料、土地建物貸付収入及び実費収入等において、過年度収入未済金が存在している。当該収入未済金について、負担の公平性及び収入確

保の見地から、回収に向けた債権の分析を行うなど、適切な債権管理のもと徴収に努められたい。

② 一部の公印について、公印台帳記載事項(大きさ)と整合しないものが 見られた。公印は、公文書の内容について地方公共団体の意思を表し、か つ、その内容に対し地方公共団体が責任をもつことを明らかにする重要な ものである。下関市公印規則に基づき、早急に所要の措置を講じられると ともに、全体的な点検などにより適切な公印管理を行われたい。

生涯学習課について

① 一部の公印について、公印台帳記載事項(書体等)と整合しないものが見られた。公印は、公文書の内容について地方公共団体の意思を表し、かつ、その内容に対し地方公共団体が責任をもつことを明らかにする重要なものである。下関市教育委員会公印規則に基づき、早急に所要の措置を講じられるとともに、全体的な点検などにより適切な公印管理を行われたい。